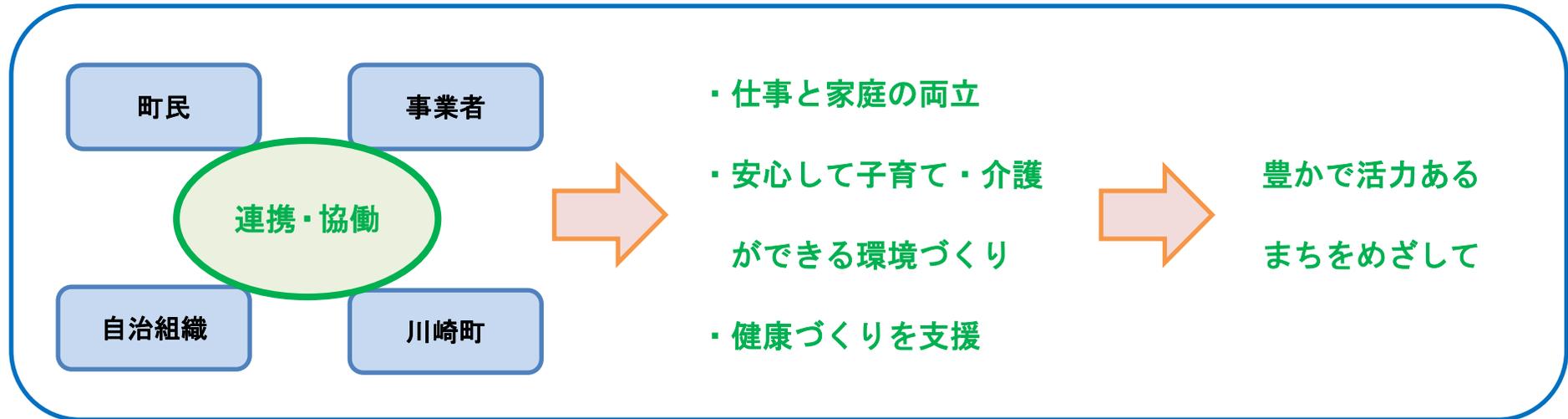


第3次川崎町男女共同参画プランの概要



川崎町のプランでは、町民、事業者、自治組織、行政が連携・協働する中で、全ての人々が自らの個性と能力を十分に発揮しながら、互いの人権を尊重し、自分らしく生きられる男女共同参画社会をめざします。

そのためにも、町民、事業者、自治組織、行政などのそれぞれの主体が連携しながら取り組む必要があります。

町民の取り組み

- ・家庭内で互いに協力し、家事の役割分担を行い、個性と能力を発揮できる生活環境を整えます。
- ・積極的に地域活動に参加します。

事業者の取り組み

- ・採用や昇進で男女格差をなくします。
- ・育児休暇や介護休暇を積極的に取得できる環境を整備し、誰もが活躍できる職場づくりに努めます。

自治組織の取り組み

- ・慣習や慣行に捉われない組織運営に努めます。
- ・一人ひとりが男女共同参画に視点を持ち、地域における男女共同参画意識の向上に努めます。

行政の取り組み

- ・誰もが健康で安心して暮らせるよう多様なライフスタイルに対応できるサービス基盤を充実させます。
- ・町民などと連携して問題の解決に取り組めます。

男女共同参画に関する国内外と川崎町の動き

国連は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」、翌年からの10年を「国連婦人の10年」として、女性の自立と地位向上をめざして取り組むことを宣言しました。日本でも国際婦人年を契機に「国内行動計画」を整備し「女子差別撤廃条約」の署名や「男女雇用機会均等法」などを施行し、男女共同参画社会の実現に向けて1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」を施行しました。

川崎町においても、2010（平成22）年に「川崎町人権を尊重するまちづくりの推進に関する条例」が施行され、「男女共同参画に関する住民アンケート」を実施しました。その後、「川崎町男女共同参画審議会」が設置され、2011（平成23）年の3月に「川崎町男女共同参画プラン（第1次プラン）」が策定されました。また、2016（平成28）年には、「川崎町女性の職業生活における活躍推進計画」や「川崎町DV防止計画」を加えた「第2次プラン」が策定されました。

第3次プランの基本目標

基本目標Ⅰ：男女が共に参画できる社会への意識づくり

男女共同参画に対する町民及び事業者の理解を深め、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進します。また、DV等の防止に努め、被害を受けた方に対し、必要に応じた支援を行い、誰もが安心して暮らすことができる環境づくりに努めます。

基本目標Ⅱ：男女が共に働きやすい環境づくり

男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように支援を行います。

基本目標Ⅲ：男女が共に担う地域社会づくり

男女が共に家庭、職場、学校等あらゆる分野の地域社会に参画できるように努めます。

基本目標Ⅳ：福祉の充実と生涯を通じた健康づくり

男女共に安心して暮らせるよう支援の充実を図り、生涯を通じた健康づくりを支援します。

基本目標Ⅴ：計画推進のための体制づくり

町民、事業者、自治組織、行政が連携し、男女共同参画社会の実現を推進します。

